

令和５年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る効果検証

No	事業名 《予算名》	実施計画内容					実績					事業実施 期間			
		事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象	総事業費	交付対象経費 【本交付金充 当予定額】	国庫補助額 【本交付金以 外】	単位：千円 その他【一般 財源等】	成果目標	事業概要	総事業費	交付対象経費 【本交付金充 当額】	国庫補助額 【本交付金以 外】		単位：千円 その他【一般 財源等】	成果目標 達成状況	事業実施成果 感染症防止効果または経済効果等
1	低所得者世帯（非課税世帯）支援給付金給付事業費【低所得者世帯給付金】 《低所得世帯（非課税世帯）支援給付金給付事業費》	①新型コロナウイルス感染症の影響によるエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に、家計への影響が大きい低所得世帯（市民税非課税世帯）に対し給付金を支給する。 ②【給付金】 負担金・補助及び交付金：219,180千円 ③【対象世帯数】 7,306世帯 【給付金額】 1世帯あたり30千円 ④令和５年度分の住民税均等割非課税世帯	219,180	219,180	0	0	低所得者世帯への給付率 目標値：100％	令和５年６月１日時点において、令和５年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対し、給付金を支給した。 【給付対象世帯】 7,733世帯 【給付実施世帯】 7,303世帯 【給付金額】 1世帯あたり30千円 【給付支給額】 219,090千円	219,090	219,090	0	0	低所得者世帯への給付率：94.4％	物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対し、迅速な給付金の支給に努め、家計に与える影響の軽減を図ることができたと捉えている。	R5.6 ～ R5.12
2	低所得者世帯（非課税世帯）支援給付金給付事業費（事務費）	①新型コロナウイルス感染症の影響によるエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に、家計への影響が大きい低所得世帯（市民税非課税世帯）に対し給付金を支給する。 ②③【事務費】 給付事業に係る人件費：651千円 需用費（消耗品費・印刷製本費）：276千円 役務費（通信運搬費・振込手数料）：3,632千円 負担金・補助及び交付金（システム改修）1,432千円 合計：5,991千円 ④令和５年度分の住民税均等割非課税世帯	5,991	5,991	0	0	低所得者世帯への給付率 目標値：100％	令和５年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対し、給付金を支給した。 【事務費】 給付事業に係る人件費：651千円 需用費（消耗品費・印刷製本費）：276千円 役務費（通信運搬費・振込手数料）：3,632千円 負担金・補助及び交付金（システム改修）：1,431千円 合計：5,990千円	5,990	5,990	0	0	低所得者世帯への給付率：94.4％	物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対し、迅速な給付金の支給に努め、家計に与える影響の軽減を図ることができたと捉えている。	R5.6 ～ R5.12
3	登別市高齢者世帯等暖房費支援事業費【重点交付金】 《高齢者世帯等暖房費支援事業費》	①新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰等により暖房費負担の増加で市民生活への影響が懸念され、特に、市民税非課税世帯にとっては、大きな負担となることが想定されるため冬期間の暖房費の一部を支援する。 ②負担金・補助及び交付金（助成金）：30,895千円 合計：30,895千円 ③【対象者】 令和５年９月１日時点において、令和５年度市民税非課税世帯であり、次に該当する世帯 ・高齢者世帯 満65歳以上の方のみで構成される世帯 ・障がい者世帯 障害者手帳を持っている方がいる世帯 ・ひとり親世帯 Ⅰ 児童扶養手当受給世帯 Ⅱ 父母が死別又は離別した児童を母又は父が独立して扶養している世帯若しくは父母以外の方が扶養している世帯 【助成金額】 1世帯あたり５千円 【対象世帯数】 6,179世帯 【負担金・補助及び交付金】 6,179世帯×５千円＝30,895千円 ※重点交付金分（No.3）29,211千円を充当 ※通常交付金分（No5）1,684千円を充当 ④市内にいる低所得者の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯	29,211	29,211	0	0	助成金の給付率 目標値：100％	令和５年９月１日時点において、次のいずれかに該当し、登別市の住民基本台帳に登録のある世帯、かつ、令和５年度市民税非課税世帯に対し、１世帯あたり５千円を助成した。 ただし、矯正施設入所者のみで構成される世帯及び生活保護受給者が含まれる世帯を除く。 ・高齢者世帯 満65歳以上の方のみで構成される世帯 ・障がい者世帯 障害者手帳をお持ちの方がいる世帯 ・ひとり親等世帯 Ⅰ 児童扶養手当法による児童扶養手当受給世帯 Ⅱ 父母が死別又は離別した児童（児童扶養手当法第３条第１項に規定する児童をいう。）を母又は父が独立して扶養している世帯若しくは父母以外の方が扶養している世帯 【給付対象世帯】 5,630世帯 【給付実施世帯】 5,204世帯 【給付金額】 1世帯あたり5千円 【給付支給額】 26,020千円 ※重点交付金分（No.3）21,272千円を充当 ※通常交付金分（No.5）1,685千円を充当	24,335	21,272	0	3,063	助成金の給付率：92.4％	物価高騰の影響等による暖房費の増額に特に負担感の大きい低所得世帯（高齢者・障がい者・ひとり親等世帯）に対し、迅速な給付金の支給に努め、家計に与える影響の軽減を図ることができたと捉えている。	R5.9 ～ R6.3
4									0						
5	登別市高齢者世帯等暖房費支援事業費【通常交付金】 《高齢者世帯等暖房費支援事業費》	①新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰等により暖房費負担の増加で市民生活への影響が懸念され、特に、市民税非課税世帯にとっては、大きな負担となることが想定されるため冬期間の暖房費の一部を支援する。 ②負担金・補助及び交付金（助成金）：30,895千円 合計：30,895千円 ③【対象者】 令和５年９月１日時点において、令和５年度市民税非課税世帯であり、次に該当する世帯 ・高齢者世帯 満65歳以上の方のみで構成される世帯 ・障がい者世帯 障害者手帳を持っている方がいる世帯 ・ひとり親世帯 Ⅰ 児童扶養手当受給世帯 Ⅱ 父母が死別又は離別した児童を母又は父が独立して扶養している世帯若しくは父母以外の方が扶養している世帯 【助成金額】 1世帯あたり５千円 【対象世帯数】 6,179世帯 【負担金・補助及び交付金】 6,179世帯×５千円＝30,895千円 ※重点交付金分（No.3）29,211千円を充当 ※通常交付金分（No5）1,684千円を充当 ④市内にいる低所得者の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯	1,684	1,684	0	0	助成金の給付率 目標値：100％	令和５年９月１日時点において、次のいずれかに該当し、登別市の住民基本台帳に登録のある世帯、かつ、令和５年度市民税非課税世帯に対し、１世帯あたり５千円を助成した。 ただし、矯正施設入所者のみで構成される世帯及び生活保護受給者が含まれる世帯を除く。 ・高齢者世帯 満65歳以上の方のみで構成される世帯 ・障がい者世帯 障害者手帳をお持ちの方がいる世帯 ・ひとり親等世帯 Ⅰ 児童扶養手当法による児童扶養手当受給世帯 Ⅱ 父母が死別又は離別した児童（児童扶養手当法第３条第１項に規定する児童をいう。）を母又は父が独立して扶養している世帯若しくは父母以外の方が扶養している世帯 【給付対象世帯】 5,630世帯 【給付実施世帯】 5,204世帯 【給付金額】 1世帯あたり5千円 【給付支給額】 26,020千円 ※重点交付金分（No.3）24,335千円を充当 ※通常交付金分（No.5）1,685千円を充当	1,685	1,685	0	0	助成金の給付率：92.4％	物価高騰の影響等による暖房費の増額に特に負担感の大きい低所得世帯（高齢者・障がい者・ひとり親等世帯）に対し、迅速な給付金の支給に努め、家計に与える影響の軽減を図ることができたと捉えている。	R5.9 ～ R6.3

令和５年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る効果検証

No	事業名 《予算名》	実施計画内容					実績					事業実施成果 感染症防止効果または経済効果等	事業実施 期間		
		事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象	総事業費	交付対象経費 【本交付金充 当予定額】	国庫補助額 【本交付金以 外】	単位：千円 その他【一般 財源等】	成果目標	事業概要	総事業費	交付対象経費 【本交付金充 当額】	国庫補助額 【本交付金以 外】			単位：千円 その他【一般 財源等】	成果目標 達成状況
6	登別市高齢者世帯等暖房費支援事業費（事務費） 《高齢者世帯等暖房費支援事業費》	①新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰等により暖房費負担の増加で市民生活への影響が懸念され、特に、市民税非課税世帯にとっては、大きな負担となることが想定されるため冬期間の暖房費の一部を支援する。 ②③ 【事務費】 需用費（消耗品費）：216千円 役務費（通信運搬費）：1,807千円 合計：2,023千円 【対象者】 令和5年9月1日時点において、令和5年度市民税非課税世帯であり、次に該当する世帯 ・高齢者世帯 満65歳以上の方のみで構成される世帯 ・障がい者世帯 障害者手帳を持っている方がいる世帯 ・ひとり親世帯 Ⅰ 児童扶養手当受給世帯 Ⅱ 父母が死別又は離別した児童を母又は父が独立して扶養している世帯若しくは父母以外の方が扶養している世帯 【助成金額】 1世帯あたり5千円 【対象世帯数】 6,179世帯 ④市内にいる低所得者の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯	2,023	2,023	0	0	助成金の給付率 目標値：100％	令和5年9月1日時点において、次のいずれかに該当し、登別市の住民基本台帳に登録のある世帯、かつ、令和5年度市民税非課税世帯に対し、1世帯あたり5千円を助成した。 ただし、矯正施設入所者のみで構成される世帯及び生活保護受給者が含まれる世帯を除く。 ・高齢者世帯 満65歳以上の方のみで構成される世帯 ・障がい者世帯 障害者手帳をお持ちの方がいる世帯 ・ひとり親等世帯 Ⅰ 児童扶養手当法による児童扶養手当受給世帯 Ⅱ 父母が死別又は離別した児童（児童扶養手当法第3条第1項に規定する児童をいう。）を母又は父が独立して扶養している世帯若しくは父母以外の方が扶養している世帯 【事務費】 需用費（消耗品費）：113千円 役務費（通信運搬費）：1,448千円 合計：1,561千円	1,561	1,561	0	0	助成金の給付率：92.4％	物価高騰の影響等による暖房費の増額に特に負担感の大きい低所得世帯（高齢者・障がい者・ひとり親等世帯）に対し、迅速な給付金の支給に努め、家計に与える影響の軽減を図ることができたと捉えている。	R5.9 ～ R6.3
7	エネルギー価格高騰対策等サポート給付金給付事業 《エネルギー価格高騰対策等サポート給付金給付事業》	①新型コロナウイルス感染症の影響による電気料金や燃料価格等の高騰の影響を受けている市内事業者に対して継続した経営支援として給付金を給付する。 ②需用費（消耗品費）：41千円 役務費（通信運搬費・広告料）：388千円 負担金・補助及び交付金：77,500千円 合計：77,929千円 ③【給付区分】 Ⅰ．個人事業主 50千円／件 Ⅱ．法人 従業員数5人以下 50千円／件 6人以上20人以下 100千円／件 21人以上50人以下 150千円／件 51人以上100人以下 200千円／件 101人以上 300千円／件 Ⅲ．複数店舗加算 50千円／件 ※Ⅲについては、Ⅰ及びⅡに該当し、市内に複数の店舗等を有し営業する場合、50千円を加算 ④市内事業者	77,929	77,929	0	0	市内事業者への 給付件数 目標値：1,000件	エネルギー価格の高騰等による影響を受ける市内事業者の経営を支援するため、市内事業者からの申請に応じ、給付金を給付を実施した。 【給付件数及び給付額】 Ⅰ．個人事業主 568件 28,400千円 Ⅱ．法人 従業員数5人以下 305件 15,250千円 従業員数6人以上20人以下 119件 11,900千円 従業員数21人以上50人以下 34件 5,100千円 従業員数51人以上100人以下 17件 3,400千円 従業員数101人以上 35件 10,500千円 Ⅲ．複数店舗加算 59件 2,950千円 合計：77,500千円 【事務費】 需用費（消耗品費）：40千円 役務費（通信運搬費・広告料）：388千円 合計：428千円	77,928	77,927	0	1	市内事業者への 給付件数：1,078件	物価高騰等の影響を受けている市内事業者に給付金を支給することで、一定程度の経営への影響の緩和に繋がったと捉えている。	R5.6 ～ R5.9
8	子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業 《子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業費》	①新型コロナウイルス感染症の影響による食料費等の物価高騰に直面し、影響を受けている子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援として給付金を給付する。 ②需用費（消耗品費・印刷製本費）：476千円 役務費（通信運搬費・振込手数料）1,697千円 負担金・補助及び交付金（システム改修）：3,300千円 負担金・補助及び交付金（給付金）：47,390千円 合計：52,863千円 ③【給付対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する者・令和6年2に対し、児童1人あたり1万円を給付する。 【対象児童数（想定）】 4,739人 【給付金額】 児童1人あたり10千円 ④子育て世帯	52,863	52,863	0	0	子育て世帯への 給付率 目標値：100％	0歳から18歳（令和6年2月29日から平成17年4月2日生まれ（障がい児の場合は平成15年4月2日））の児童の養育者等のうち、低所得の子育て世帯（0歳から18歳（令和6年2月29日から平成17年4月2日生まれ）の児童の養育者等）の支給対象外となる者に対し、給付金を支給した。 【給付対象児童数】 4,558人 【給付金額】 45,580千円 【事務費】 需用費（消耗品費・印刷製本費）：363千円 役務費（通信運搬費・手数料）：1,059千円 負担金・補助及び交付金（システム改修費）：1,620千円 合計：3,042千円	48,622	48,621	0	1	子育て世帯への 給付率：96.0％	物価高騰等の影響を受けている子育て世帯に給付金を支給することで、生活支援に繋がったと捉えている。	R5.6 ～ R6.3
9	子ども食堂物価高騰対策応援給付金 《こども食堂物価高騰対策応援給付金》	①新型コロナウイルス感染症の影響による食料品等の物価高騰が続く中、市内の子どもを対象に食事の提供及び居場所づくりを行うこども食堂等を運営する団体に対して、事業を継続するための支援として給付金を給付する。 ②負担金・補助及び交付金（給付金）：450千円 合計：450千円 ③【給付対象者】 市内において子ども食堂を構成員が5人以上の団体で運営する5団体 【給付金額】 子ども食堂の月の平均開催回数1回の団体（4団体）：75千円 子ども食堂の月の平均開催回数2回の団体（1団体）：150千円 ④子ども食堂を運営する団体	450	450	0	0	子ども食堂における食事提供回数（年間） 目標値：12回（月1回）	本市内においてこども食堂を運営し、令和5年4月～令和6年3月の間に、原則毎月1回以上こども食堂を開催する団体に対し、給付金を支給した。 【給付対象団体】 毎月1回開催の団体 3団体 毎月2回以上開催の団体 1団体 【給付金額】 375千円	375	375	0	0	こども食堂における食事提供回数（年間）:60回	物価高騰等の影響を受けているこども食堂を運営する団体を支援することで、市内の子どもたちの継続した居場所づくり等に繋がったと捉えている。	R5.6 ～ R6.3

令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る効果検証

No	事業名 《予算名》	実施計画内容					実績					事業実施成果 感染症防止効果または経済効果等	事業実施 期間		
		事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象	総事業費	交付対象経費 【本交付金充 当予定額】	国庫補助額 【本交付金以 外】	単位：千円 その他【一般 財源等】	成果目標	事業概要	総事業費	交付対象経費 【本交付金充 当額】	国庫補助額 【本交付金以 外】			単位：千円 その他【一般 財源等】	成果目標 達成状況
10									0						
11	学校給食物価高騰対策事業	①新型コロナウイルス感染症の影響による食料費等の物価高騰により、学校給食等の賄材料費が高騰していることから、学校給食費等の保護者の負担軽減を図る。 ②賄材料費：11,100千円 合計：11,100千円 ③・市内小中学校における給食費一食あたりの「主食、牛乳及び温食・副食」の材料費の平均上昇率5.78%を乗じた額から現行の一食あたりの単価額を差し引いた額で算出 ※教職員分は除く ・保育所における給食費は温食・副食のみであるため、上昇率9.48%を乗じた額から現行の一食あたりの単価額を差し引いた額で算出 ④市内小・中学校及び保育所に通う児童・生徒の保護者	11,100	11,100	0	0	給食費の増加額 目標値：0円	－	－	－	－	－	－	事業 未実施	
12	学校保健特別対策事業費補助金 《学校保健対策事業費（換気・熱中症対策事業）（小・中学校）》	（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業） ①児童・生徒が学校生活の中で多くの時間を過ごす普通教室に冷房設備を導入することにより、夏季における換気を徹底し新型コロナウイルス感染症等予防に努めるとともに、児童・生徒にとって横書きな教育環境を構築する ②③ 備品購入 スポットクーラー（149,600円） 市内小中学校学級数：141学級 補助対象経費：141学級×149,600円＝21,093,600円 補助率（1/2）：21,093,600円×1/2＝10,546,800円 学校保健特別対策事業補助金に係る補助上限額：4,930,000円 事業費：9,860千円（補助対象経費上限額） 国庫補助金（1/2）4,930千円 地方負担分（1/2）4,930千円 ④市内小中学校	9,860	4,930	4,930	0	市内小中学校の 児童・生徒数 目標値：2,726人	学校保健特別対策事業費補助金及び本交付金を活用し、児童・生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品を購入した。 【市内小中学校学級数】 小学校：98学級、中学校：43学級 【備品購入台数】 141台（スポットクーラー） 【総事業費】 小学校：10,791千円、中学校：4,735千円 合計：15,526千円	15,526	4,845	4,845	5,836	市内小中学校の児童・生徒数（5月1日時点）：2,725人	感染症対策における換気及び温湿度管理ができる機器を購入し設置したことにより、児童・生徒等が安全で安心した学校生活を過ごせる環境を整備することができたと捉えている。	R5.12 ～ R6.3
13	子ども・子育て支援交付金 《児童厚生施設等新型コロナウイルス予防対策経費》	（新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業に限る） ①新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合に、感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施できる環境を整備する ②③ 延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業を継続的に実施できるよう新型コロナウイルス感染者等が発生した場合に感染拡大を防止するため手指消毒液やエタノールなどを購入する経費を支援する。 延長保育事業：450千円 放課後児童健全育成事業：1,300千円 地域子育て支援拠点事業：1,200千円 一時預かり事業：2,100千円 合計：450千円＋1,300千円＋1,200千円＋2,100千円＝5,050千円 事業費：5,050千円 国庫補助分（1/3）1,683千円 地方負担分（1/3）1,684千円 【その他】 道補助分（1/3）1,683千円 ④子育て支援センター、児童厚生施設、一時預かり事業及び延長保育事業を実施する事業者、保育所、市	5,050	1,684	1,683	1,683	対象施設の利用者数 目標値：52,009人	放課後児童クラブ、児童館及びファミリーサポートセンターにおける感染症の感染予防に必要な物品を購入した。 【事務費】 需用費（消耗品費）：249千円 ※手指消毒用アルコール、マスク等を購入	249	84	82	83	対象施設の利用者数：72,543人	施設を利用する子どもたち等の感染拡大防止に寄与することができ、安全安心な施設運営が図られたと捉えている。	R5.4 ～ R6.3